

平成30年度
秋号



広報さーくる

内容

- ・市内初！高齢者・障がい者等の住まい探しに強い味方が誕生！！
- ・相談の現場から
- ・市役所別館入口とさーくる入口に看板を設置
- ・家計管理のコツ
- ・新規職員 挨拶

市内初！高齢者・障がい者等の住まい探しに強い味方が誕生！！

「ひとり暮らしの高齢者がお亡くなりになったら、残った家財道具はどうしよう」「障がいのある人が入居したら、どんな配慮が必要なんだろう」——こういった貸し主の不安を解消し、高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者（※）が円滑に賃貸住宅に入居できるよう、家財処分や見守り等のさまざまな居住支援サービスを行う法人が市内にあります。その名は株式会社あんど。平成30年6月21日に市内初の「居住支援法人」に県から指定されました。さーくるでは、住まい探しに関するご相談をお受けし、（株）あんどと連携し解決を図っています。住まい探しにお悩みの人は、まずはさーくるにご相談ください。

※住宅確保要配慮者とは

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を必要とする者

■「居住支援法人」とは

住まいを見つけることが難しい人たちが賃貸住宅へ円滑に入居できるよう施行された、改正住宅セーフティネット法に基づく「新たな住宅セーフティネット制度」（右図）の一つとして、平成29年10月25日から開始されました。「居住支援法人」の指定を都道府県から受けると、国から法人のさまざまな支援活動に対し補助金を受けられるようになります。住宅確保要配慮者の入居の円滑化が促進される仕組みです。

■市内初の「居住支援法人」が誕生

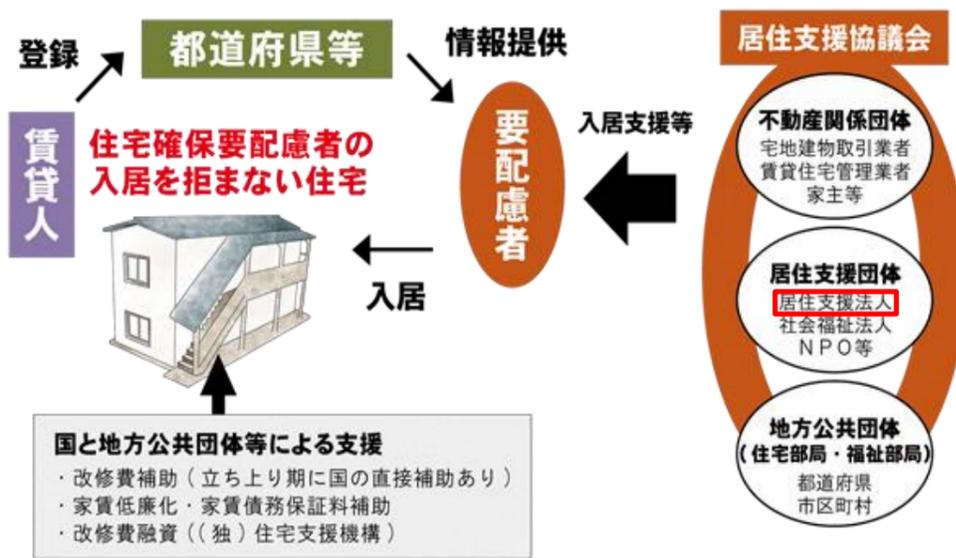
平成30年11月1日現在、県内では5法人が県から「居住支援法人」に指定されています。市内では、6月21日に株式会社あんどが初の「居住支援法人」に県から指定されました。

■貸し主・借り主の両方を安心させる支援を用意

株式会社あんどでは、貸し主・借り主の両方を安心させるさまざまな支援メニューを用意しています。

- <対象>市内および周辺地区在住の低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、児童虐待を受けた者、DV被害者、犯罪被害者ほか
- <支援メニュー>家賃債務保証、賃貸住宅への入居に係る情報提供、安否確認・見守り、緊急連絡先提供、家財処分、死後事務受任ほか
- <費用>相談は無料※一部サービスで費用負担あり
- <相談受付時間>（月）～（金）午前9時～午後5時※祝休日、年末年始を除く
- <問合せ>株式会社あんど TEL：047-404-1940
- 所在地：湊町2-5-4 藤代ビル302
- HP：http://and.care/ E-mail：funabashi@and.care

新たな住宅セーフティネット制度のイメージ



貸し手の不安を軽減し、借り手の自立への思いを叶えたい

単身の高齢者や障がいのある人が賃貸住宅への入居を希望しても、家賃滞納や近隣トラブル、孤独死などを懸念して貸し主側から敬遠されることがあります。私たちは、このような貸し手の不安を軽減するとともに、借り手の地域生活での自立を支援するため、家賃債務保証や家財処分、見守り等の生活サポートなどを行っています。



▲株式会社あんど共同代表
にしざわき わ こ 西澤希和子氏（左）と とも の たけゆき 友野剛行氏（右）

さーくと株式会社あんどが連携し解決した事例

【相談者概要】

50代女性。持家に弟と二人暮らし。うつ病にて通院をしているが障害者手帳の所持はない。就職活動をしているがなかなか仕事が決まらない。弟から、言葉の暴力や暴力を振るおうとする仕草があり、怖いとの訴えあり。亡くなった両親の財産を弟が管理しており、食費や光熱費はかからないが、弟に経費として毎月10万円を支払わなくてはいけない。その支払いが滞っている。



【支援の経過】

- ①ハローワークと連携した就職支援の実施
- ②財産分与をするために弁護士相談実施
- ③通院同行、障害者手帳の取得のための支援
- ④家計相談支援事業により、債務の返済方法やお金の使い方について検討
- ⑤株式会社あんどと連携し生活サポート付きの住まいを見つけ、一人暮らしを開始

【その後…】

単身で生活保護を受給しながら障害枠での就職活動中である。家庭環境に怯えることなく就職活動ができており、働くことに意欲的になった。



相談の現場から

～刑務所から出所してきた人の生活再建支援～



さーくるでどんな相談をお受けして、どんな支援をしているのかをより知っていただくため、相談事例をご紹介します(事例の内容は加工しています)。今号では、刑務所から出所してきた人の生活再建支援をご紹介します。

①相談者概要

40代男性。刑務所での服役を終えて出所。紹介された住み込みの職場で働いていたが、上司からのいじめを受けて退職。住まいを失うことになってしまったため、さーくるへの相談に至る。

②支援の経過

住まいを失ってしまうことへの不安がとても強く、精神的にも不安定な様子だったため、まずは本人と一緒にアパート探しを行った。その結果、希望に合う物件に入居できた。また、以前に知人にだまされて借金の名義人にさせられ、債務を抱えていた。法テラス

を通じて弁護士に繋ぎ、債務整理を進めることとした。精神的に不安定であることもあり、今すぐ働くことは困難と判断。生活保護申請に同行し、ひとまず生活保護を受けて生活の安定を図ることができた。

③その後…

メンタル面のサポートを受けながら就職活動を徐々に始める。自信をなくして不安になることもあり、さーくるとして本人の気持ちを受け止めながら後方支援を行った。ご本人の精神面も徐々に安定していき、飲食店での就職が無事に決まる。現在は生活保護も終えて自力での生活を送っている。



【相談員ひとことコメント】

刑務所から出所した人のなかには身寄りのない人もいます。その場合、住まいも仕事もない状態で生活を始めなければならず、経済的にも精神的にも負担の大きな再スタートになります。市内の出所者に関するご相談は、更生保護サポートセンター(右図)で受け付けているほか、さーくるでもお受けしています。また、再犯防止の取り組みが全国で広まるなかでさーくるでできることを考えていきたいと思えます。

更生保護サポートセンター



<開所日時>

(月)～(金)午前9時30分～午後4時30分※祝休日、年末年始を除く

<所在地>

湊町2-1-4 市役所分庁舎2階

<電話番号>

047-440-8450

お知らせ

市役所別館入口とさーくる入口に看板を設置 ～さーくるの場所がわかりやすくなりました～



▲市役所別館入口に設置した看板と
しもむら 下村さーくる所長



▲さーくる入口に設置した看板
(写真右下)

さーくるの場所がわかりやすくなるよう、市役所別館入口と市役所別館内のさーくる入口に看板を設置しました。看板にはふなばし産品ブランド PR キャラクター目利き番頭「船えもん」のイラストと一緒に「さーくる」の文字が大きく書かれています。下村所長をはじめ、スタッフ一同とても気に入っています。

家計管理のコツ

さーくと 貯蓄の第一歩を踏み出しませんか

こんにちは！家計相談支援員の菅原です。今回は貯蓄の基本についてお話しいたしましょう。お金を貯めることが「出来る人」と「難しい人」の違いの一つとして、お金の流れが「見えている人」と「見えていない人」に分かれることが挙げられます。



そこで、活用していただきたいのが家計簿です。家計簿を付けることで、「自分が何にお金を使いすぎているのか」を見直すきっかけとなり、お金の流れが見えるようになります。これが貯蓄の第一歩です。

さーくるでは、家計支援する際に“家計表”を活用しています。家計簿のようなイメージで、表の左側に入るお金(収入)、右側に出るお金(支出)を書き込み、結果として収支がプラスなのかマイナスなのかを「見える化」します。

貯蓄が出来ず、多重債務や金銭管理でお困りの人はひとりで考え込まず、さーくるでお話をお聞かせください。一緒に改善策を考えましょう。

新規職員 挨拶

おおやま きょうこ
大山 恭子(社会福祉士)

お話をよく聴き、解決策を一緒に考えます！

平成30年8月20日配属

趣味：街の散策や、博物館・美術館めぐり

[発行・編集]
船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる(circle)
(船橋市委託事業 社会福祉法人 生活クラブ)
～あなたの尊厳を守ります。～

所在地 湊町2-8-11市役所別館1階
TEL 047-495-7111 FAX 047-435-7100
HP <http://www.kazenomura.jp> E-MAIL circle@kazenomura.jp



相談員S

秋もどんどんと深まってきました。船橋市役所分庁舎前の木々たちも色づき始めています。塩害の被害はあまりなさそうなので、よかったです。

